

筑前町町長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、筑前町長（以下「町長」という。）の交際費の支出に関し、一定の基準を設けることにより、交際費の適正な支出を図り、もって町行政の円滑かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

(支出基準)

第2条 町長の交際費の支出基準は、次に掲げるとおりとする。

支出区分	支出内容	支出額	
(1) 会費	会費は、会議、会合等に町長（代理として職員等が町を代表して出席する場合も含む。）が出席する場合において、参加費等を必要とするものとする。各種団体又は識見を有する者等と意見交換又は情報収集を目的とした会食を伴う懇談等を行う場合においては、その開催趣旨や構成員、出席者、日ごろの町政との関わり等から町政運営上適当と判断される場合に限り会費又は実費相当額を支出するものとする。なお、実費相当額が不明なものにあつては、会場等を考慮してその都度決定する。	実費相当額 実費相当額が不明なものについては、原則として 5,000円以内	
(2) 祝金	祝金は、各種式典や行事等に町長（代理として職員等が町を代表して出席する場合も含む。）が出席する場合において、原則として飲食を伴うものに限り支出するものとする。額については、会場等を考慮してその都度決定する。	原則として 3,000円以内	
(3) 弔慰金 及び見舞金	ア 町議会議員、農業委員、教育委員、監査委員、区長、学校医、学校歯科医、正副消防団長	本人死亡	香典 3,000円
		同居家族死亡	香典 2,000円
		本人入院	見舞 3,000円
	火災見舞い ※建物種別、被災程度で判断		見舞 3,000円
	イ 選挙管理委員、固定資産評価審査委員、民生委員、人権擁護委員、消防委員、正副分団長	本人死亡	香典 3,000円
		同居家族死亡	香典 2,000円
ウ 町功労者、歴代町四役、消防団員本人死亡		香典 3,000円	
	※ ①初盆も上記の範囲とし、香典は1,000円とする。 ②入院は30日を越えた場合に適用する。 ③ア・イに掲げる役職の経験者については、原則として前年度役員までとし、本人に限るものとする。但し、町議会議員、消防団長の死亡については歴代者とする。		
(4) 協賛金	町費の助成又は補助が無く、かつ趣旨に公益性が認められる各種大会等への協賛にかかる経費	社会通念上、 妥当と認められる額	

(5) その他	町政運営上、特に支出することが適当と認められる場合に係る経費（土産、御礼、広告料等）	社会通念上、妥当と認められる額
---------	--	-----------------

2 前項に定めるほか、町長が特に必要と認めたものについては支出するものとする。ただし、宗教団体、政党その他の政治団体に対する支出は行わない。

（支出内容の公開）

第3条 この基準に基づき支出した町長の交際費の内容は、筑前町情報公開条例（平成17年条例第18号）の規定に基づき、個人に関する情報で特段の配慮が必要なものを除き公開する。

（改正）

第4条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

（委任）

第5条 この基準に定めるもののほか、町長の交際費の支出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日）

この基準は、平成23年4月1日から適用する。